



スーパーS資金の 有効活用を！

本年も認定農業者の方々の経営改善に有効に活用されるよう、スーパーS資金のより一層の利用推進をよろしくお願ひします

○ スーパーS資金とは

効率的・安定的な経営体を目指して、農業経営基盤強化促進法等の認定を受けた農業者の方が利用できる低利な短期運転資金で、農協等融資機関から貸付を受けることができる制度資金です。

○ スーパーS資金を利用できる方

認定農業者の方がご利用になれます（簿記記帳等を条件としています）。

〔認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等について、市町村の認定を受けている農業者（法人を含む）の方をいいます。〕

○ スーパーS資金の資金使途

農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金一般（ただし、既往借入金の借換えは含みません。）です。

例示すれば、以下のとおりです。

- (1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- (2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- (3) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- (4) 営農用施設・機械の修繕費
- (5) 地代（賃借料）、営農用施設・機械のリース・レンタル料
- (6) 生産技術、経営管理技術の修得費
- (7) 市場開拓費、販売促進費等

○ スーパーS資金の貸付条件

極度額（貸付金の上限額）を設け、契約期間中であれば、借入残高が極度額を超えない限り、いつでも借りられ、いつでも返すことができます。

具体的な貸付条件は以下のとおりです。

(1) 貸付方式

- ① 貸付方式 極度貸付方式による当座貸越・手形貸付、証書貸付
- ② 貸付期間 原則として農業経営改善計画期間中
（再認定を受ければ再延長も可能）
- ③ 極度額 特別融資制度推進会議が認めた額（原則、毎年見直し）

(2) 極度額の上限

- 個人経営の方→ 500万円
（畜産又は施設園芸経営を含む方は 2,000万円）
法人経営の方→ 2,000万円
（畜産又は施設園芸経営を含む方は 8,000万円）

なお、特別融資制度推進会議で認められれば上記以上の極度額も可能です。

(3) 貸付利率

- 1.65%（当座貸越の場合は、1.65%～2.15%）（平成18年12月11日現在）

（農業経営改善融資室）

URL	http://www.affcf.com/super-s
E-mail	super-s@affcf.com
TEL	03-3294-4490
FAX	03-3294-3140